

令和 6 年能登半島地震復興基金交付金 基本メニュー（市町事業）



令和6年能登半島地震復興基金交付金 市町事業一覧

- 1 暮らしとコミュニティの再建
 - (1) 被災者の生活支援
 - (2) 住宅再建支援
 - (3) 地域コミュニティの再建支援
- 2 能登の特色ある生業（なりわい）の再建
- 3 誰もが安全・安心に暮らし、学ぶことができる環境・地域づくり

番号			事業名	担当部	担当課	ページ
1	(1)	①	被災者見守り対策強化事業	健康福祉部	厚生政策課	5
		②	応急仮設住宅維持管理費支援事業	土木部	建築住宅課	6
		③	仮設住宅自治組織形成支援事業	能登半島地震 復旧・復興推進部	生活再建支援課	7
		④	地域防犯灯管理支援事業	総務部	市町支援課	8
		⑤	説明会等託児サービス提供事業	健康福祉部	少子化対策監室	9
		⑥	応急仮設住宅移転費用支援事業	能登半島地震 復旧・復興推進部	生活再建支援課	10

令和6年能登半島地震復興基金交付金 市町事業一覧

番号			事業名	担当部	担当課	ページ
1	(2)	①	生活再建情報発信事業	能登半島地震 復旧・復興推進部	生活再建支援課	11
		②	住まい再建相談支援事業	土木部	建築住宅課	12
		③	住まい再建・賃貸入居支援事業	能登半島地震 復旧・復興推進部	生活再建支援課	13
		④	住まい再建・公営住宅入居支援事業	能登半島地震 復旧・復興推進部	生活再建支援課	14
		⑤	住まい再建・転居費用支援事業	能登半島地震 復旧・復興推進部	生活再建支援課	15
		⑥	市町営住宅修繕費用支援事業	土木部	建築住宅課	16
		⑦	被災宅地復旧支援事業	土木部	建築住宅課	17
		⑧	土砂災害特別警戒区域内の被災住宅再建支援事業	土木部	建築住宅課	18
		⑨	応急仮設住宅利活用支援事業	土木部	建築住宅課	19
	(3)	①	地域コミュニティ施設等再建支援事業	能登半島地震 復旧・復興推進部	生活再建支援課	20
		②	自治公民館再建支援事業	教育委員会	生涯学習課	21
		③	地域水道施設復旧事業	生活環境部	環境政策課	22
		④	私道復旧事業	土木部	道路建設課	23
		⑤	共同墓地復旧支援事業	健康福祉部	薬事衛生課	24

令和6年能登半島地震復興基金交付金 市町事業一覧

番号		事業名	担当部	担当課	ページ
2	①	商店街等街路灯管理支援事業	商工労働部	経営支援課	25
	②	仮設商店街等整備支援事業	商工労働部	経営支援課	26
	③	能登半島地震復興観光拠点整備等推進事業	文化観光スポーツ部	観光戦略課	27
3	①	住宅耐震化促進事業	土木部	建築住宅課	28
	②	地域防災強化支援事業	危機管理監室	危機対策課	29
	③	市町災害時受援計画策定支援事業	危機管理監室	危機対策課	30
	④	指定避難所等機能強化支援事業	危機管理監室	危機対策課	31
	⑤	震災遺構候補仮保存支援事業	危機管理監室	危機対策課	32

支援内容

応急仮設住宅（建設型・賃貸型）等に入居する高齢者世帯、要配慮世帯が安心した日常生活を送ることができるよう支援する。

【支援対象経費】

応急仮設住宅（建設型・賃貸型）等に入居する高齢者世帯（65歳以上）及び要配慮世帯に、市町が民間セキュリティ会社等を利用した緊急通報システムを設置する経費

【対象世帯】

応急仮設住宅・公営住宅の入居者・在宅の被災者世帯のうち次の①～③のいずれかに該当するもの
（在宅の被災者は輪島市、珠洲市、穴水町、能登町、七尾市、志賀町在住の者に限る）

- ① 独居高齢者世帯・夫婦等高齢者世帯（65歳以上）
- ② 要配慮世帯
- ③ 市町長が特に必要と認めるもの

【交付基準】

補助率：10/10

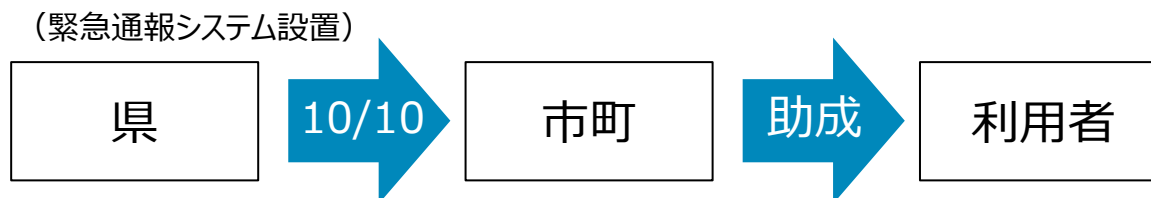
○緊急通報システムの設置に要した額

上限額：利用に係る費用（4,400円/月・世帯）

設置及び撤去費用（20,000円/世帯）

○救急医療情報キットの配布に要した額

（キットの単価：1,000円/世帯）



支援内容

入居者の利用しやすい環境を維持・整備するため、応急仮設住宅等に関する維持管理経費等の費用を支援する。

【支援対象】

(1) 共通経費（共益費）

① 共用施設等の維持管理経費

集会所、談話室、外灯、浄化槽、受水槽、排水槽及び共同アンテナ等共同施設の維持管理費用（電気代、水道代等）

② 団地内通路及び団地駐車場の補修費 ③ 共用施設等（給排水設備、共同アンテナ等）の修繕費

④ 浄化槽、受水槽等の保守点検費 ⑤ その他、応急仮設住宅を適切に管理するために必要な経費

(2) 木造仮設住宅の土台等の防腐防蟻（ぼうふぼうぎ）処理に要する経費

(3) 木造仮設住宅の外壁等（木部に限る）の塗装に要する経費

(4) 団地内駐車場（1戸当たり1台に限る）の舗装に要する経費

【交付基準】

対象事業区分	支援上限額
(1) 共通経費 → (支援上限額) I～Ⅲの合計額	I 応急仮設住宅戸数×月額2,800円×設置期間（月） II 応急仮設住宅戸数（浄化槽設置団地のみ）×年額41,000円 Ⅲ 応急仮設住宅戸数（受水槽設置団地のみ）×年額1,800円
(2) 防腐防蟻処理	対象応急仮設住宅戸数×120,000円
(3) 外壁等の塗装	対象応急仮設住宅戸数×178,000円
(4) 駐車場の舗装	—

支援内容

応急仮設住宅において、自治組織等の形成を促し、主体的な互助・共助の取組を推進するため、自治組織等の立ち上げ・活動にかかる経費を支援する。

【支援対象経費】

仮設住宅の住民が参加する自治組織等の立ち上げ経費や運営費
(会合開催、勉強会、草刈り、清掃活動などに係る経費)

【交付基準】

- 対 象：①応急仮設住宅（建設型）の入居世帯で構成された自治組織
②応急仮設住宅（建設型・賃貸型）、県内の公営住宅※の入居世帯が所属する既存の自治組織
(自治組織の構成世帯のうち仮設入居者が2割以上)
③応急仮設住宅（賃貸型）、県内の公営住宅※の拡散した入居世帯に対し地域リーダー等が
呼びかけて形成された組織

※被災し目的外使用として一時入居をしている県内の公営住宅

交付額：自治組織等から提出される事業計画のうち、必要と認められる経費について、下記の区分ごとの
上限額まで交付する（年額）

- ①5～50世帯：100千円、51～100世帯：150千円、101世帯～：200千円
②5～50世帯：50千円、51～100世帯：75千円、101世帯～：100千円
③5～9世帯が参加するグループ：25千円、10世帯以上が参加するグループ：50千円

支援内容

被災地域での住民負担の軽減や夜間の安全性の確保を図るため、被災により住民が減少した自治組織が所有・管理する防犯灯・街路灯の電気料金を支援する。

【支援対象経費】

被災自治組織が所有・管理する防犯灯・街路灯の電気料金

【交付基準】

対 象：被災により住民が2割減少した自治組織
(住民票の異動の有無を問わない)

交付額：電気料金に要する経費×1/2
(上限：1年あたり8千円/灯)

支援内容

市町や団体が開催する復旧・復興に向けた事業説明会や意見交換会等の際に、子育て世帯が参加しやすい環境を整備するため、開催する者に対して、託児サービスに係る費用を助成する。

【支援対象経費】

市町や団体（NPO・ボランティア等）が開催する事業説明会や意見交換会、交流会、講演会、復興支援イベント、勉強会等を開催する際、託児サービスを提供するために必要となる経費

【交付基準】

- ・ 補助率：10／10
- ・ 上限額：150千円／回



支援内容

仮設住宅の集約撤去や、みなし仮設住宅の継続入居に貸主が不同意の場合といった自己都合ではない移転費用の負担軽減を図る。

【支援対象】

1 応急仮設住宅移転費用負担金

県等が供与した応急仮設住宅を撤去する場合に、当該応急仮設住宅の入居者が他の応急仮設住宅に移転するため引っ越し業者に支払う転居費用又は市町が直接引越業務を委託・実施した場合の経費

2 民間賃貸住宅移転費用負担金

賃貸型応急住宅の供与期間が延長された場合で貸主が継続入居に不同意の場合に、入居者が他の応急仮設住宅に移転するため引っ越し業者に支払う転居費用

【交付基準】

1 世帯あたり上限10万円

支援内容

被災者の生活再建に関する広報や市町外避難者への情報提供等を行うことで、被災者の早期の生活再建を支援する。

【支援対象経費】

被災者の生活再建に関する広報の実施及び市町外避難者への情報提供等に要する経費

【交付基準】

補助率：10／10

上限額：110円×半壊以上世帯数 + 400円×市町外避難世帯数×12月

支援内容

応急仮設住宅の供与期間内に、被災者の自力での住まいの再建が進むよう、被災者の様々な問題等に関する専門的な相談受付窓口の設置や、個別訪問・聞取り等の伴走支援（不動産情報の斡旋や住まい再建に向けた各種手続き支援）の実施を支援する。

【支援対象経費】

- ① 住まいに関する専門的な相談受付窓口の設置に要する経費
- ② 個別訪問・聞取りなどの伴走支援の実施に要する経費

【交付基準】

補助率：10／10

上限額：なし



(イメージ) 専門的な相談受付窓口

支援内容

住居が被災したことにより、応急的な住まいでの生活を余儀なくされた者が、県内の住宅を賃貸する場合に必要な契約に伴う費用を支援する。

【支援対象】

次のいずれかに該当する者

- (1) 全壊、大規模半壊、中規模半壊または半壊の罹災証明書の交付を受けた者
- (2) 長期避難世帯、敷地被害解体世帯
- (3) 建設型応急住宅、賃貸型応急住宅、公営住宅(目的外使用)入居者で供与期間内に退去した者

【交付基準】

住居が被災したことにより、応急的な住まいでの生活を余儀なくされた者が、県内の住宅を賃貸する場合に必要な費用に対して、1世帯あたり1回に限り助成する。

助成額：一律20万円

支援内容

住居が被災したことにより、応急的な住まいでの生活を余儀なくされた者が、県内の公営住宅に入居する際に必要となる費用を支援する。

【支援対象】

次のいずれかに該当する者

- (1) 全壊、大規模半壊、中規模半壊または半壊の罹災証明書の交付を受けた者
- (2) 長期避難世帯、敷地被害解体世帯
- (3) 建設型応急住宅、賃貸型応急住宅、公営住宅(目的外使用)入居者で供与期間内に退去した者

【交付基準】

住居が被災したことにより、応急的な住まいでの生活を余儀なくされた者が、県内の公営住宅に入居する場合に必要な費用に対して、1世帯あたり1回に限り助成する。

助成額：一律10万円

支援内容

住居が被災したことにより、応急的な住まいでの生活を余儀なくされた者が、県内の住まいに住み替える場合の転居に要する費用を支援する。

【支援対象】

次のいずれかに該当する者

- (1) 全壊、大規模半壊、中規模半壊または半壊の罹災証明書の交付を受けた者
- (2) 長期避難世帯、敷地被害解体世帯
- (3) 建設型応急住宅、賃貸型応急住宅、公営住宅(目的外使用)入居者で供与期間内に退去した者

【交付基準】

- (1) 賃貸型応急住宅や公営住宅から建設型応急住宅への転居
- (2) 応急的な住まいから県内の恒久的な住まい（新築・購入・補修する住宅又は賃貸住宅もしくは公営住宅）への転居

助成額：一律10万円

支援内容

仮設住宅等の入居者が、仮設住宅供与期間以後の住まいを確保するため、既存の市町営住宅の空室の修繕に要する経費を支援する。

【支援対象】

従前入居者が退去後、概ね6か月以上次の入居がない空室を修繕したもので、修繕後に被災者が入居した住戸
(ただし、指定管理者が修繕したものを除く)

【支援対象経費】

- ・内部天井・壁の修繕（塗替え及びクロス張替え等）
 - ・畳の表替
 - ・襖紙の張替等・建具の修繕
 - ・その他経年劣化による軽微な修繕
- ※以下の費用は対象外
- ・計画修繕（風呂釜・給湯器の取替、外壁修繕、屋根防水など）
 - ・模様替え（手すり設置、段差解消など）に要する費用
 - ・共用部分の修繕に要する費用



【交付基準】

- ・補助率：1 / 2
- ・上限額：対象住戸数×520千円／戸

支援内容

地割れ陥没・擁壁転倒など、地震によって大きな変状が生じた宅地について、被災前と同様な地盤への原形復旧や、液状化の再度災害防止のための地盤改良工事などに要する費用の一部を支援する。

【対象者】

以下のいずれかの宅地で、住まいを再建する者

- ① 発災時に居住していた宅地
- ② 能登創生住まい支援金による住まい再建を実施する能登12市町※1で全壊・半壊解体世帯が、発災時に居住する市町内において購入等する宅地※2

※1 七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋市、かほく市、津幡町、内灘町、志賀町、宝達志水町、中能登町、穴水町、能登町

※2 新たに購入、譲渡により取得する宅地又は借りた宅地のほか既に所有している宅地も対象。ただし、発災後に造成された分譲宅地、新築建売の宅地は対象外。

【支援対象経費】

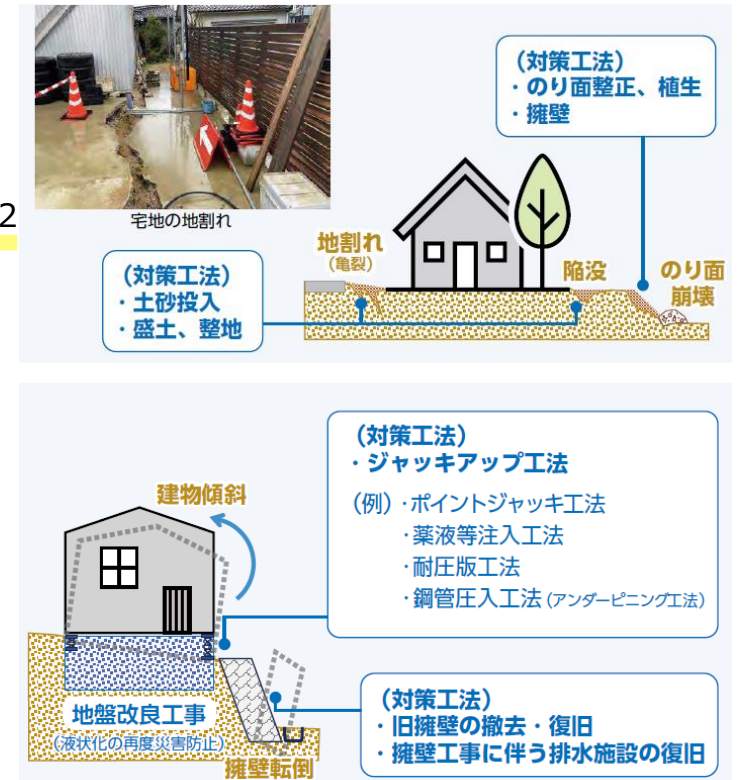
- ・ のり面、宅地または擁壁の復旧
- ・ 液状化の再度災害防止のための地盤改良工事
- ・ 住宅基礎の傾斜修復工事※3

※3 傾斜修復は、「住宅耐震化促進事業（P27）」と併用不可（いずれかを選択）

【交付基準】

- ・ 支援対象経費：最大1,200万円
- ・ 交付額：最大766万円※4

※4 少額工事相当額50万円（所有者負担）を控除した額に対して3分の2を乗じた額



宅地復旧等の内容

支援内容

土砂災害特別警戒区域内において、地震による住宅被害で再建（移転・建替）が必要となった被災者に対し、住宅の移転に要する費用や現地建替に要する費用の一部を支援する。

【支援対象】

以下2要件を全て満たす、地震による住宅被害で再建（移転・建替）が必要となった被災者

- ・土砂災害特別警戒区域内に、区域指定前から居住していること
- ・住宅が「半壊以上」の判定を受け、被災者生活再建支援制度の対象となったこと

【支援対象経費】

(1) 住宅移転費支援事業：レッドゾーン（特別警戒区域）・イエローゾーン（警戒区域）以外への移転に要する費用

- ①住宅除却費（危険住宅の除却、動産の移転経費等）
- ②移転経費（建築確認等手続費用、賃貸住宅の賃貸費（1年間）等）
- ③住宅建設・購入費等（住宅建設・購入費、土地購入費、空き家等の改修費）

(2) 住宅補強費支援事業：現地（土砂災害特別警戒区域内）での建替（部分建替を含む）時に必要な費用

- ①工事費用：建築基準法に規定された住宅補強工事に要する費用
- ②設計費用：住宅補強工事のための設計に要する費用

【交付基準】

対象事業区分	上限額等
(1) 住宅移転	上限額：3,000千円 要件：被災住宅を除却し、移転先が石川県内
(2) 住宅補強	上限額：1,500千円（対象経費に1/2を乗じた額） 要件：移転が困難な被災者

支援内容

応急仮設住宅（集会所及び談話室を含む）を県と業者の契約満了時に、
①被災者の住まいの再建に資する施設 又は ②創造的復興に資する施設
として市町、自治会又は集落が活用をする際に必要な工事費等の経費を支援する。

【交付基準】①被災者の住まいの再建に資する施設

- ・補助率：支援対象経費の3／4
- ・上限額：仮設住宅 450万円／戸
談話室 675万円／戸
集会所 900万円／戸
設計・監理 375万円／団地
- ・具体例：市町営住宅、
コミュニティ施設（集会所・談話室等）、
就業確保施設（保育施設・放課後児童クラブ等）

②創造的復興に資する施設

- ・補助率：支援対象経費の1／2
- ・上限額：仮設住宅 300万円／戸
談話室 450万円／戸
集会所 600万円／戸
設計・監理 250万円／団地
- ・具体例：被災者の住まいの再建に資する施設に
該当しない施設（カフェ等）

【熊本県活用事例】

仮設住宅の集会所（みんなの家）を移築し、
休憩施設（カフェ等）として再活用
〔移設方法〕一旦解体して、現地で組み立て



支援内容

被災した地域・集落の地域コミュニティを維持するために、復旧が必要と市町長が認定する施設等（集会所、神社など）の再建に要する経費を支援する。

【支援対象】

以下の要件をすべて満たすもので、コミュニティを維持するために復旧が必要と市町長が認定する施設等

- ①市町の区域内に存在しており、土地に固定している工作物または建築物であること
- ②専ら地域（集落）の住民が利用していること ※憲法に定める政教分離の原則に抵触する利用は除く
- ③専ら地域（集落）の住民が交代で維持・管理していること
- ④地域（集落）の住民が参加する祭りや行事などのコミュニティ活動に現に活用され、今後も活用を継続すること

【対象者】

上記施設を管理する集落又は自治会

【対象経費】

- ①建替の場合（本体工事、付帯設備、外構工事、地盤復旧・改良工事、設計監理委託に要する経費）
 - ②修繕の場合（建物本体、付帯設備及び外構工事の補修工事、地盤復旧・改良工事及び設計監理委託に要する経費）
- ※土地購入費及び事務費は除く
※他の補助金を活用した施設等がある場合は、当該施設等に係る経費を補助対象経費から控除する。
※認可地縁団体が所有するもので、単独災害復旧事業債の対象となる施設は除く。

【交付基準】

補助率：3／4 、 上限額：12,000千円 ※復旧済の施設であっても、遡及して交付の対象とする

支援内容

被災した自治公民館を所有する認可地縁団体以外の自治会等に対して、建替及び修繕に要する経費を支援する。

【対象経費】

被災した自治公民館の建替及び修繕

※建替、修繕とも原形復旧を原則とし、土地購入費、備品購入費は対象外とする。

※自治公民館：社会教育法に規定する公民館に類似する施設として自治会等で設置し、自主的に管理・運営している施設

【支援対象】

認可地縁団体以外の自治会等

※認可地縁団体においては、市町補助に単独災害復旧事業債を充当可能。
(充当率 100%、交付税措置率 47.5～85.5%)

【交付額】

市町が総事業費 $1/4$ の補助を行うことを前提に、
市町補助を控除した事業費 $\times 2/3$

市町補助 $1/4$	復興基金 $1/2$ ($3/4 \times 2/3$)	地区負担 $1/4$
---------------	---------------------------------------	---------------

※自治会等のさらなる負担軽減を図るため、 $1/4$ 以上の補助を行う市町に対して、総事業費の $1/2$ 相当額を交付

(市町が総事業費の $1/2$ を補助する場合)

市町 $1/2$	基金 $1/6$	基金 $1/3$	地区 $1/6$
-------------	-------------	-------------	-------------

支援内容

安定した水道水の提供を早急に受けられるようにするため、被災した地域住民(町内会、組合、団体等)が管理する水道施設の災害復旧事業に要する経費の一部を支援する。

【支援対象経費】

- ・ 公営水道の給水区域外で、10人以上の住民に給水する
地域水道施設※を原形復旧するために要する経費

※地域水道施設：

取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設、配水施設、
給水施設（配水管から分岐して最初の止水栓までの部分であって、
配水施設等と水圧管理上一体的な関係にあるものに限る。）



破断した水道管

【対象者】

- ・ 地域水道施設を管理する町内会、組合、団体等

【交付基準】

- ・ 補助率：2/3
- ・ 上限額：なし



小規模水道施設
(ポンプ場)



支援内容

被災した集落等における住民の生活環境の早期回復を図るため、公道と集落等を結ぶ生活道路である私道の復旧に係る経費の一部を支援する。

【支援対象】

被災した生活道路である私道（民有地）の原形復旧に要する経費で、次の全ての要件を満たすもの

- ① 一般交通の用に供しているものであること
- ② 公道に接続するものであること
- ③ 幅員が概ね1.8m以上あること
- ④ 所有者の異なる住宅が連担して2戸以上建ち並んでいるものであること
- ⑤ 集落等で維持管理しているものであること

【交付基準】

対象者：支援対象の私道を管理する自治会又は集落等

補助率：支援対象経費の2/3

上限額：1件あたり12,000千円



舗装に亀裂の入った生活道路

支援内容

集落共有の墓地において、通路や擁壁等の共有部分の復旧に要する経費を支援する。

【支援対象】

集落共有の墓地

※地方公共団体、宗教法人、公益財団法人及び個人が経営主体の墓地は対象外

【支援対象経費】

- ・ 墓地等における共有部分（通路、外構、水道設備、建築物など）の復旧経費
- ・ 共有部分に倒壊した墓石の移設工事にかかる経費

【交付基準】

- ・ 補助率：1／2
- ・ 上限額：1件あたり12,000千円

支援内容

被災した商店街等の管理団体が所有する街路灯・防犯灯の電気料について、事業者の移転、休業及び廃業等により残る事業者の負担が大きく支払いが困難となった商店街等のうち、地域住民の安心・安全を担保する等の理由から市町が負担することとなったものを対象に支援する。

【支援対象】

被災商店街等の管理団体が所有する街路灯・防犯灯の電気料金

【交付基準】

対 象：被災により、事業者の数が震災前より2割以上減少した商店街等のうち、
市町が電気料金の一部または全額を負担するもの

交付額：市町が負担した額×1/2（上限：1年あたり8千円/灯）

支援内容

市町が独立行政法人中小企業基盤整備機構の仮設施設整備支援事業を活用して仮設商店街等を設置する場合、市町が負担する経費を支援する。

【支援対象経費】

仮設商店街等の整備に要する経費

（土地の借地、土地の造成、地盤改良、看板設置にかかる経費等）

【交付基準】

補助率：10/10

上限額：1 商店街あたり12,000千円

支援内容

今後の復旧・復興に伴い、多くの観光客の受け皿となる観光資源の再生・磨き上げが必要となるため、市町が主体となる受け地の魅力づくりや国内外からの誘客につながる取り組みを総合的に支援する

【支援対象経費】

1. ハード整備事業

- 新たな観光物産拠点施設の整備（新築、増改築）
- 宿泊施設や観光施設等の受入環境の整備（表示の多言語化、トイレの洋式化 等）

2. ソフト事業

- 観光振興(着地型旅行商品の造成、P R 動画作成、県外でのPR 等)

<対象外経費>

- ・既存施設の単なる維持補修、観光振興に直接つながらない施設整備
- ・事業実施に伴う飲食代、プレミアム旅行券や商品券の造成 等

<その他>

原則、既存の国の補助事業や交付金事業、地方債（交付税措置有り）等の財政支援制度を優先

【事業実施主体】

市町又は民間事業者 等

【交付基準】

補助率：実施主体が市町の場合 定額補助（10／10）、市町による民間事業者等への補助 1／2

上限額：被災状況や観光入込客数等を基準に市町毎に上限を設定

支援内容

被災前よりも地震に強い住宅に再建するため、住宅所有者が実施する耐震改修や傾斜修復などを支援
⇒復興基金市町基本メニューと県と同額負担により、支援額を**60万円**上乗せし、最大**210万円**まで支援

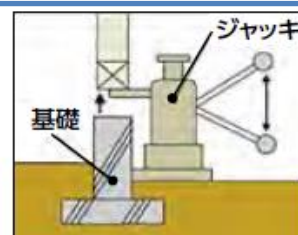
【支援対象】

【補強計画・耐震改修】

- 耐震性を高める工事
 - ・金物補強
 - ・耐力壁の設置 など



- 住宅の傾斜を修復する工事
 - ・ジャッキアップ など



【建替え】

- 新しい住宅への建替えも支援対象
(公費により、解体をする場合は対象外)

〔注〕傾斜修復は、「被災宅地等復旧支援事業（P17）」及び「住宅耐震化促進事業(本事業）」の対象となっているが、いずれかの制度を選択（両方の併用不可）

【支援対象経費】（改修費が240万円の場合）

● 復興基金活用（耐震改修等支援額：210万円）

国庫補助 70万円	県・市町 80万円 (県40、市町40)	【上乗せ】60万円 (県30、復興基金30)	所有者負担 30万円
-----------	-------------------------	---------------------------	---------------

県30万円 + 復興基金30万円

支援額：最大150万円 → (R6.9拡充)180万円 → (R7.6拡充)210万円

支援内容

自助・共助からなる地域防災力の向上を図るため、市町が行う自主防災組織に必要な資機材の整備、自主防災組織と連携した訓練等に要する経費を支援する。

【支援対象】

市町が実施する自主防災組織への支援に要する以下の経費

- ①防災資機材の整備
- ②防災訓練やDIG（災害図上訓練）等の実施
- ③その他、自主防災活動や防災訓練に資する取組み

【交付要件】

市町は、自主防災組織と連携し、①、②を共に満たす取組みを実施すること。

- ①資機材やマニュアル等を整備した場合、配布先の自主防災組織が、それらを使った活動を実施すること。
- ②交付決定後、最低3年間、全ての自主防災組織を対象とした情報伝達訓練や協議会等を実施すること。

【交付基準】

補助率：1／2

上限額：自主防災組織の構成世帯数の合計で区分

- | | |
|---------------|------------|
| ・5千世帯未満 | 1,500千円/市町 |
| ・5千世帯以上3万世帯未満 | 2,000千円/市町 |
| ・3万世帯以上 | 3,500千円/市町 |

支援内容

今後の大規模な自然災害への対応力の向上に資するため、市町が行う災害時受援計画の策定や改定に要する経費を支援する。

【支援対象】

市町が受援計画の策定等に要する以下の経費

- ・有識者への謝金及び旅費
- ・会議資料及び成果物印刷代
- ・先進地研修旅費
- ・職員研修等旅費
- ・通信運搬費
- ・受援計画の策定に係る補助員（臨時職員）の雇用経費

【交付基準】

補助率：1／2

上限額：1,000千円／市町



支援内容

令和6年能登半島地震の教訓を踏まえ、市町の防災力強化に資する、指定避難所及び指定福祉避難所の機能強化に要する経費を支援する。

【支援対象】

指定避難所及び指定福祉避難所の機能強化に要する設備等で、県が必要と認めるものの整備に係る経費

※ 既存の国庫補助や起債（緊急防災・減債事業債）、特別交付税措置の対象とならないものに限る。

※ 避難所として利用時に限らず、平時から利用できる既存設備の更新は対象としない。（例：空調設備、Wi-Fi等）

【交付基準】

補助率：1/2

上限額：1か所あたり

【A経費：指定避難所機能（例示）】

- ・夜間照明
- ・間仕切りテント
- ・空調設備（冷暖房）
- ・非常用電源
- ・給水タンク

【B経費：福祉避難所機能（例示）】

- ・簡易ベッド
- ・担架
- ・車いす
- ・歩行器
- ・多機能トイレ（和式トイレの洋式化）

区 分	A経費のみ整備	B経費のみ整備	A・B併せて整備
指定避難所	750千円	500千円	750千円
指定福祉避難所	750千円	500千円	1,250千円

・補助上限額の範囲内で、支援対象経費A、Bいずれの設備も整備できるが、指定避難所の補助上限額は最大750千円とする。

支援内容

地震の記憶を風化させないよう、被害の甚大さを表現する震災遺構を適切に保全管理し、地震により得られた教訓を後世に引き継ぐため、市町が行う震災遺構候補の仮保全に要する経費を支援する。

【支援対象】

被害の甚大さを表現する断層、建物、崩壊斜面、橋梁等、震災遺構として市町が後世に遺すべき候補と判断する物の仮保存に必要な経費

○想定される経費

遮蔽物（ブルーシートやビニールハウス等）の設置費用、進入を防ぐための柵やフェンス設置費用、現場での保存が難しい物については移動して仮保存するための費用、土地や建物の借用費 等

【交付基準】

補助率：10／10

交付要件：予め県に震災遺構候補の仮保存計画を提出すること